

賀茂注進雜記講読抜書二題 その一

賀茂在実 初代神主職補任異伝の考察

藤木 文雄

賀茂注進雜記(第七 社家)には、後に賀茂県主中興の祖とされる在実についての格別の説明はなく、単に歴代禰宜の一人として名を列ね門前に和同開珍などの古銭が出て公家に献じたとの逸事を載せるだけで初代神主は在実の孫の成真からとする。同書を撰進した延宝年代当時の賀茂禰宜神主系図(所謂古系図と中古系図)に従ったものである。そのご江戸中期の宝永七年に岡本清茂以下の^{みつわかしば}三手若衆が新写した新古系図の中で、在実が禰宜を一旦致仕の後に時を隔てて初代神主に再補したとの新説を掲げた。清茂等は系図凡例目録に記録の一部を列挙するが改説の出典は挙げていない。以下に改説の背景の解明を試る。

1 在実の神主補任の所伝のない記録〔古系図、中古系図、賀茂注進雜記〕

イ) 古系図および中古系図

在実(父祖未詳)尻付

肩書 禰宜三箇年。左 天曆九年乙卯(955)---十二日山城---氏人---状ニヨリテ---元禰宜---(忠)主死闕替。天徳二年(958)---去。村上天皇御宇。

忠成(在実男)尻付

肩書 禰宜十六年。左 天徳二年(958)戊午六月五日補 父ノ服中依 別勅也(この注記は中古系図のみ)。天延二年(974)甲戌卒 村上・冷泉・円融・三朝ノ禰宜。

忠頼(在実男、忠成弟)尻付

肩書 禰宜三十六年。左 冷泉院御宇 安和二年(969)ニ始メテ貴布禰ノ社賞ニアツカラセタマフテ後忠頼ヲ禰宜ニ補セラル 貴布禰ノ禰宜ヨリ正禰宜ニ補ス。寛弘七年(1010)庚戌卒。円融院・花山院・一条院三朝之社務。歌人 金葉集ノ作者。

茂忠(忠成男)尻付

肩書 禰宜十七年。左 寛弘七年補。万寿四年(1027)卒 号岡本禰宜。一条院・三条・後一条。

安頼(忠成男、茂忠弟)尻付

肩書 禰宜十一年。左 万寿四年丁卯補ス。長暦元年(1037)丁丑讓与禰宜職於子息親経。親経不孝ノ間同二年ニ更ニ神主ニ選補シ婿ノ成真ヲ以テ代官トス。永承二年(1047)ニ卒スル時讓筒ヲ申シ禰宜職ヲ躰成真ニ讓与ス。後一条・後朱雀二代ノ御宇。

親経(安頼男)尻付

肩書 禰宜。左 長暦元年七月八日父ノ申ニヨリテ補セラル 権禰宜茂永、正祝元信ニ心ヲアハセテ神主成真ヲ射殺スニヨリテ罪ヲ蒙ル。

成真(忠頼男)尻付

肩書 後冷泉院神主二箇年。左 桂下類林ニハ実ノ字也、或本ニハ信ノ字也 永承二年丁亥五月十三日神主補ス 同三年貴布禰ノ社ノ前ニシテ禰宜親経・権禰宜茂永・正祝元

信ヲノ為ニ射殺サル 是ニヨリテ神主ノダイヲ補セラレサル間ハ賀茂ノ是經ヲ神主代トスルコト四カ年也。

ロ) 賀茂注進雜記 第七 社家

忠頼

社務補任記(以下社務記)を引いて『円融院御宇天延二年に貴布禰禰宜より(在実二男)忠頼当御神の禰宜に転補せらる。歌人にて金葉集に入りたり。其詞書に、

和泉式部が賀茂へ参りたりけるにわらうづに足をくはれて紙をまきたりけるをみて

賀茂忠頼

ちはやふるかみをばあしにまくものか

と申かけけるに

和泉式部かくぞつつけける

これをぞしものやしろとはいふ

賀茂忠頼、原書ニ神主トアレト其時ハ禰宜ナリ』と金葉集の詞書の原表記の神主忠頼を態々賀茂忠頼と改めている。そして在実、茂忠、安頼、親經の四人についても「社務記」を引いて禰宜と記している。

成真

後冷泉院御宇永承二年五月十三日賀茂成真(忠頼一男)を賀茂神主になさる。是神主と号する初例也云々。

2 在実を初代神主とする記録〔新古系系図、同凡例目録、社務補任記〕

イ) 新古系図(古系図、中古系図との異同の箇所のみ記す)

在実尻付

肩書 禰宜三箇年。左 信又真又実。天曆九年乙卯年六月十一日補禰宜 山城^{<賀茂カ>}氏人……依状也 忠主死欠替。天徳二年戊午年六月五日辞。長徳三年(997)丁酉年十二月廿三日補神主 是神主始也 村上・一条御宇(なお、…は用紙剥落や字の擦れなどで読解不能を示す)。

忠成尻付

古系図に同じ。但し中古系図の 父服中別 勅也 は削除されている。

安頼尻付

肩書 禰宜十三年。左 万寿四年丁卯補。長暦元年丁丑讓与禰宜職於子息親經雖然不孝ノ間、同二年^(祖父の例を申し立て前 禰宜より排字に補す)申立祖父之例自前禰宜補神主 而後以婿成真為代官 永承二年卒去于讓与^(相立職をして禰宜忠成に譲与せしむ)之由讓神主職於成真

ロ) 社務補任記(京大文学部蔵<嘉永五年秋九月六日從四位上片岡祝鳥居大路静平書写本>、同前)

七 在実(真イ^{サテトラ} 信) 天曆二年六月五日、^(相立職をして禰宜忠成に譲与せしむ)令讓与禰宜職於嫡子忠成、治三年、忠主之外者各父祖不分明、但此在実者、華山院御子四品彈正尹清仁親王孫、神祇伯延信ノ子ト云々、父ノ親王の奏聞ニヨリテ一字欠字(源カ)姓ヲタマワレリ、^(ただし時代に不審繁多なり)但於時代不審繁多也、^{そのゆえは}其故者、^(記録の面ぎたいあるてへるが)村上御宇天曆ノ補任ス、華山院ハ村上天皇ヨリ以後四代御門也、記録ノ面有疑殆者敷、

八 忠成(在実一男) 略。

九 忠頼(在実二男) 天延二年補、元権禰宜、但忠頼任中長徳三年十二月廿二日、<sup>(正禰宜執行か
がらう)</sup>被正禰宜
^(在実神主職を申すに依るなり)執行、在実依申神主職也、治廿三年。

十 再任在実 長徳三年十二月廿三日、山城国解、依氏人等^(氏人ら挙状はじめて申し置くによつて)挙状始而申置神主職補任ス、
元前禰宜、^(ただし在実 禰宜 以後はまた神主職止めらるるか)但在実得替以後者復被正神主職、^(在実改易の年月は日記に載せず)在実改易年月不載日記 (注、得替は任期満了の意)

十一 忠頼 ^(在実神主職得替以後元のごとく禰宜執行となる)在実神主職得替以後如元為禰宜執行、寛弘七年死去畢

十二 用忠(忠成長男 茂イ又周) 略。

十三 安頼(忠成二男)万寿四年補、長暦元年所勞及び^(くわくりん)獲麟之間、^(禰宜執行子息親経に譲らしめおわんぬ)令讓禰宜執行於子息親経畢、
治十年、(注、獲麟は臨終・危篤)

十四 親経(安頼三男) 長暦元年七月八日、^(親父安頼の挙状を喜び願ふを受く)常親父安頼之挙状受讓与、禰宜執行補任ス、^{しか}雖
^{ども}然親子不快之間、同二年、安頼如<sup>(在実の時のごとく神主職を申し置き、前禰宜還補の時より正禰宜執行の尊儀を譲り
せわんぬ)</sup>在実時申置神主職、自前禰宜還補之時被正禰宜執行之管領
畢、治一年、但、コノ親経ハ解官ノ儀ナシ、其故ハ禰宜ノ外復被置神主職之間、社家
の管領ヲトメラルトイヘトモ親経ハ当任タリ、依之以此親経正禰宜職ノ始トス、

但、親経並祝々部元信・権禰宜茂永三人令同意、於貴布禰社之新宮御前、依射殺神主成
真、^(ともに以つて遠流にせられおわんぬ)共以被^(この時より 部 親兵の職、とこしえに断絶せしめおわんぬ)死遠流畢、自此時祝部氏之輩永令断絶畢、

十五 併任 安頼 所勞危急之間、長暦元年、雖令讓禰宜執行於子息親経、^(減氣を帯るの後)得減氣之後親
子義絶之刻、長暦二年如元神主職申立ス、自前禰宜令還任神主、以賀成真為代官、永承
二年逝去之時、讓補神主職於賀成真畢、治九年。(注、減氣は病氣平癒)

十六 成真(忠頼一男) 略。初代神主の語は無い。

注)名の前の数字は禰宜、神主補任の順を示す。

3 考察

以上文献を引用比較したように、在実は天徳二年に卒したとしその後の神主補任を否定し初代神主を成真とする古系図・中古系図、賀茂注進雑記と、他方在実が一旦禰宜辞任の後も生存して神主に再任したこと、孫安頼の同様の再任を記す新古系図、社務補任記の二つに見解が分かれている。

是認説は在実の還補・神主補任の理由を氏人の挙状によるとし、また、安頼については実子親経との不和により後嗣を女婿の成真に譲与するためとする。

考察1〔古系図・中古系図の在実の卒年〕

在実の辞任を天徳二年六月十一日とし「…去」とある。字が剥落して「卒去」とも「辞去」とも判じ難い。この点を中古系図は子息忠成の同日付の禰宜補任記事に「父の服 中別 勅也」と異例の補注を加えて在実が天徳二年に卒去したと念押ししている。

考察2〔各史料の成立時期〕

古系図(鎌倉時代中期、文永年間 13 世紀半ば)、社務補任記(室町時代初期応永年間 15 世紀初)、賀茂注進雑記(江戸時代前葉延宝八年 1680 頃)、新古系図(江戸時代中期宝永七年 1710)の順序である。

賀茂注進雑記より 250 年余古い社務補任記がなぜ更に 100 年近く新しい新古系図と同様の表現になっているのか。賀茂注進雑記には、在実の近縁者の補任の記録はすべて社務補任記を引用した旨注記してあるが、在実の神主初任説には一言も触れず、成真をもって神主初任の例としている。これは賀茂注進雑記を選進した延宝年当時の社務補任記には在実の神主補任の記事は無かったのであり、その後何時かに在実の神主初任説があらわれて、元の成真初代神主の記事を削り、在実や安頼の生存中の子息への禰宜職譲与とそのごの還補神主補任の文を加えて社務補任記の内容を書き改めたものと察せられる。

考察 3 [新説の出現]

おそらくそれは岡本清茂ほかによる新古系図の新写の際と見られる。新古系図の巻十六凡例目録は、在実の出自について、花山院の後裔とし源姓賜姓したとする古系図の説は、古系図自体が在実を「天徳二年に卒去」としていることを挙げて年代が合わないとして斥けている。一方新古系図本巻では在実を禰宜、後神主と書き、また安頼の神主還補についても古系図に同(長暦)二年「(祖父の例を申し立て前禰宜より神主)申立祖父之例自前禰宜神主」と祖父の例との文言を加えて在実の神主補任説を補強した。また、古系図の在実の尻付の山城国一氏一状を山城国解、依氏人拳状と解し神主補任の事由とした〔同様に読むとしても禰宜補任の理由との解もありうる〕。新古系図自体凡例と系譜で在実の卒年が首尾一貫しないが、記述の改変はこの新古系図の新写の時のことであろう。同時に社務補任記もこの新古系図の見解に合わせて改変が加えられたのである。

考察 4 [叙述改変の典拠・初代神主補任の記録]

清茂の凡例目録は改変の事実やその典拠には直接には触れず後の人これを察せよとしているのみである〔古系図、併新写・同下巻(中古系図をいう)、十六流系図、致直寄付の系図、十六流一家の系図、森家・鳥居大踏家の系図、家々口宣、公家御記、社家古証文、位伝、座席記などと一般的に記すのみ〕。

それは在実の時代のすぐ後の平安中期の摂政藤原道長の再従兄で小野宮右大臣藤原実資の日記「小右記」にあった。以下小右記の該当記事を引用する。

ちょうどこの当時、道長の娘で一条天皇の中宮上東門院彰子が皇子後一条天皇の即位の実現を掛けて愛宕郡を神郡として寄進する旨賀茂社に発願し、それが実現した事による賀茂社への報賽のための行幸に備え、同郡一郡を神郡として寄進することの当否を始め、大規模な行幸の様式、宣命の草案などの準備検討が摂政道長の許で行なわれており、筆者の実資もこれに深く関わりその検討経緯を詳しく筆録している。その中に両賀茂社の社司達への加階のことも検討した事が述べられ、そこに在実の前例が引かれている。

以下にその個所を抜粋する(詳細な関連記録が記述されているが引用は直接神職の叙位の部分に限定。大日本古記録「小右記」〈東京大学史料編纂所、岩波書店刊〉による)。

イ) 小右記寛仁元年(1017)十一月十九癸丑日条

早旦参謁大殿、為申承行幸雑事、(大殿は摂政道長、参謁は参上して面会すること)

- 一、可奏宣命草日事、
- 一、可行々幸召仰日事、
- 一、可被可上下御社神主職云々事、(中略)

上下御社神主各有所望者、引上社禰宜有实例所申也、故有実者数年禰宜、其後被補神

主、今所望者非禰宜、忽補神主如何、祝五位此度可加一階、神主雖叙五品可為祝下臈、素於為神主有何事、又、行幸者為令有人慶、而当社司有其愁歎。今新補任神主如何、(上下御社神主おのおの所望あるは、上社禰宜有実(在実)例を引き申すところなり。故有実(在実)は数年禰宜、其の後神主に補せらる。今望むところは禰宜に非ず、忽ちに神主に補すること如何、祝五位はこのたび一階を加ふべし、神主(とすることは)五品に叙すといえども祝下臈たり。素より神主と為すに於いて何事あらんや。又行幸は人慶あらしむ為、しかるに当に社司其の愁あるべけむや。今新たに神主補任するは如何、と)。

余申云、所被仰尤可然、臨行幸相被補神主似無指事、忽不被加有何事哉、当時社司令致愁歎、非行幸之本意歟、以下略。

(余申して云う、仰せらるところ尤も然るべし。行幸に臨み神主相補さるは指事(指事)無きに似たり、忽ちに加えられざる何事あらんや、当時は社司愁歎致せしむ、行幸之本意にあらざらんか、以下略)。

道長は、行幸に際して「賀茂上下両社が神主を所望しているのは、上社禰宜有実(在実)の例を引いてのことだが、故在実(在実)は数年禰宜にあつて、その後神主に補されている」とし、そもそも五位の祝に一階を加えるのはよいとしても身分の低い祝から(いきなり)神主とすることはいかがであろうか、また行幸本来の目的でもない、と否定的で、これに実資も賛同している。

この記事によって『在実が禰宜を経た後神主に補されたことは上下両社が実例として挙げ、道長も認めているように、まず間違いない』(ここで神主補任を申請した五位の祝とは、祝部茂延(信イ)を指しているらしいことが注意を惹く)。

なお、新古系図は、在実の神主還補について、山城国解を引いて、氏人の挙状によって神主に補任されたとし日時を長徳三年十二月廿三日の事としている。しかし、史料綜覧の網文に掲げる文献やそのた管見の同時代の文献にもなくその出典は不明であり、論拠は新史料の出現を俟たねばならない。ただ、小右記目録には「長徳三年の十二月廿二日賀茂臨時祭試楽、同廿四日賀茂臨時祭」とあり、この大祭に合せて在実昇任があつてもおかしくないと一応推論したのかも知れない。

附) 同、同年十一月廿五日未巳条(行幸当日)

下社社司の加階

今日幸賀茂(今日賀茂に幸す)。宮中で御輿、幣物、宣命を整え巳二点(10時24分)に南殿を出御、供奉諸御の列を従え、西門より出でて大宮一条大路並びに出雲道を経て午刻に下社に着到、社頭、本殿の儀を終えた後、社司加階。その様子の記述が続く。

仰并召禰宜久清、令問以加階讓子久澄之事、所申懇切、又問禰宜祝位階、申云、称宣正五位下鴨県主久清、祝外従五位下鴨県主伊信(これが)、至祝可入内歟、将可叙従五位下歟、件等事以并令申案内、伝宣云、讓事依請、祝事神社事、ともかくも有、但尋前例可行者、久清申云、初叙外従五位下階者入内了事、思忘不問、後日令解宣申云、外階後入内了者、

この後御馬廻し、東遊へと移る。ついで上社へ移動し行幸、儀式次第は下社に同じ。

補注)入内 外位から内位にすることで、元は外位は内位に準じ京官以外に授けたが次第に外位は卑姓のものに与えられるようになり、外位から内位に移ることを入内と称する様になった。また、この時代在実が忠成に、久清が子の久澄に、安頼が子の親経、ついで婿の成真に禰宜・神主職を生前に譲位する例が散見されるがおそらく自己の血統内に神職位を残すための手段と思われる。

上社社司の加階

以定頼令申社司賞事、伝仰云、如下社司可加一級者、禰宜賀茂県主茂忠六位、可叙外従五位下、祝外従五位下祝部茂延(禰に)可叙一階、入内、

ここでも一級を加えるとして、(正)六位上の禰宜の賀茂県主茂忠(在実孫、在実長男忠成の子)が外従五位下に、祝の外従五位下祝部茂延が一階を叙すべし、入内(すなわち従五位下)か、と記されている。

補注)上社祝の祝部氏 ここで、祝の祝部茂延のほうが禰宜の茂忠より位階が高いのは年令によるのか、他の事情があるのかは不明。茂延は系図に茂忠の子に、茂永、元信、茂信とある兄弟三名の末の貴布禰禰宜茂信とあるのと同一人と思われる。この小右記の記事によれば彼は祝部氏で賀茂県主ではなく従って茂忠の子でもなく、また既に禰宜の茂忠よりも位階が高くおそらく年長であろう。この辺は系図の記載に錯簡があると思われる。日記にある道長が上社が神主補任を所望しているというのはこの茂信のことを指していると思われる。系図には元信を祝で或本に祝部氏と注している。そして権禰宜茂永、祝元信は正禰宜親経に同心して永承三年(1048)に貴布禰社頭で神主成真を射殺し罪せられたとある。背後の事情は不明であるがおそらく神主職を廻る一種の氏族間の権力闘争の色彩が感じられる。上社では長く禰宜に賀茂氏、祝に祝部氏が補任される慣わしであった。祝部氏は姓氏録に鴨県主同祖とされ、賀茂神官鴨氏系図に庚午年籍(天智9年<670>)に鴨県主宇志が祝部の姓を負ったとされ、子孫は賀茂上社、日吉神社、乙訓社の祝を務めた。上社では祝部枚麻呂(類聚国史天長元年<824>4月条)、祝部春里、乙訓社祝の真茂(中右記裏書御記天曆7年<953>2月条)が記録に見える。日吉社の禰宜は代々祝部宿禰を称した。春里は天慶五年の朱雀天皇の賀茂行幸時に名が見え、禰宜在樹とともに恩賞にあづかったと系図にあり、また、後に禰宜に補任されている(年中行事秘抄の天曆四年<950>年4月5日条)。従って春里の係系と思われる茂延が禰宜・神主の地位を望んだとしても強ち不思議ではない。上社では、後に、禰宜安頼の挙状で元信が賀茂県主に改姓を申出て裁許された。実際は元信が茂延の子であった可能性が高い。

4 在実を巡る系譜上の問題点・在実の出自

古系図は後代は在実一系につながるが、その父祖は花山院後裔の白川伯家で源姓であるとしている。

賀茂県主氏の家系は当時 a) 忠実→忠主→忠成→忠頼→成真、b) 在樹→在実→安頼→親経、c) (祝部)枚麻呂→○→○→春里→(真茂)→茂信(延)→元信、などの多系に分かれていたのではないかという推論の余地ものこる。

在樹から忠主への禰宜職の移行が「与奪禰宜職於忠主(忠主に禰宜職を与奪)」とされたり、在実の禰宜補任を忠主死闕替とするものの、山城――と国司の介入の匂いや、氏人――(挙?)状の語が見られ、また、僅か三年の在任で辞去するなど、その去就は不自然さが伴う。ただ安頼の婿が成真であるようにこの三系相互は婚姻関係にあったであろう。

(因みに古代氏族系図集成<宝賀寿男氏編、1986年>では藤原信西編の本朝世紀や他の系図異伝を参考に、真兼*(弟目代→子男床)→氏主*→弘雄*(兄広友)→益雄→門磨(兄真当→子貞基)→忠実(弟忠主)→在実(兄在樹)とする系譜を復元している<ただし在樹を在実の兄とするには世代的に無理がある>*は下社禰宜)。

おそらく原系譜に在実は在樹の子とあったのが、文永年間(1264~75)神主氏久の時代に編纂した古系図はあえてこれを断ち切り皇胤としたのではないか。くだんの系図には、

『巳上六人ハ父祖未詳、但在実ハ花山院ノ御子四品^{だんしゅうのかみ}彈正^{じんとく}尹清仁親王孫神祇伯延信ノ子云々父ノ親王ノ奏ニヨテ源ノ姓ヲタマハレリ』とある。

在実を花山院の皇胤白川^{はつがは}伯家に繋ぎ花山源氏の系譜を述作して賀茂県主の血脈からの断絶を図ったのである。その背後に氏久等の二つの政治的意図が読取れるのではないか。

第一は神祇伯白川家の血筋を唱えることで当時神道界にあって神祇大副を独占しつつあった卜部家(後、吉田と改姓)の台頭を抑えることにある。第二は下社への対抗心で、それには氏久の父能久と同世代の下鴨^{つづか}の祐綱の姿が彼に強い刺激を与えていたかと思われる。

祐綱は父下社禰宜^{しげなほ}祐兼、母は賀茂保久〔父能久の祖父：氏久の曾祖父〕女(実後白河院落胤皇女)とあり母系から後白河法皇の孫に当り上社神主能久の従兄弟にあたる。承久三年(1221)の乱に官軍に属し出陣の日に従二位に叙せられている。乱後祐綱は乱に加担の罪で一旦甲斐に流されたが許されて寛喜二年(1230)従二位・本職に復し、貞永元年(1232)72歳で薨去。この祐綱の像が氏久の脳裏に刻まれていたことは間違いない。後白河法皇の血を引く祐綱は後に承久の乱の罪も許されている。いっぽう、後鳥羽上皇の落胤で幼名氏王と呼ばれていた氏久のほうは、養父能久は流謫の地筑紫に没して官位は剥奪されたままである上、同じ天皇家の血脈であっても乱の首謀者の皇子である氏久はそれを公然とはできない立場にある。このような彼自身の想念の代償が在実花山院後裔説に投影したのではなからうか。氏久本人は弘長二年(1262)神主補任、十四年後上表して神主職を辞し、康継に譲与。弘安二年(1279)神主職に還補し念願の従三位に叙して祐綱の軌跡をなぞる。

述作は文永年間氏久の下での古系図編纂と同時期であろう。古系図には平安初期の鯛主以下の御祖社系図も収録されている。系図編纂自体が一つの政治的示威であったのかもしれない。岡本清茂は花山院後裔説の虚構を看破して新古系図からその一文を省いた。

とまれ小右記によって在実の天徳二年以後の生存と初代神主補任の事実が確認できた。ただ神主補任の日時と在職期間及び没年は謎のままに残る〔神主補任の時期は早くとも永延元年以後。同年の扶桑略記に未だ禰宜在実とある〕。

補注)神主代行是経の出自 神主成真の射殺後四年間神主の欠を代行した是経の名は系図に見当たらない。おそらく、是、惟、伊のコレの偏緯を名乗る人物が同時代の下社に多く見受けられることから推して彼は下社の人物であった可能性がある。なお、小右記に出てくる祝鴨県主伊信(惟信)も是経も古系図の御祖社系図には名がないが、久清は掲載されている。

5 在実の没年と在実^{きにも}九百年祭の忌日の起算

上記のように在実の没年の記録は不明である。ただ明治40年には在実^{きにも}九百年祭が盛大に斎行された。当時在実の没年をどう解していたのであろうか。最近それに関し^{こもいばなかつ}蔭池直一

撰の「賀茂社家総系図」に明治初年の権禰宜堀内保房が付注した一本^{【いづゆる】}_{座田系図}を検索したところ、在実と子忠頼の譜に小右記を引用した以下の興味ある朱書のあることが判明した。

その朱書には「或記云」として『長徳三年十二月廿三日、山城国解、依氏人等挙状始而申置神主職補任ス、元禰宜、但在実得替以後者復被止神主職歟、在実改易年月不載日記、在实神主職得替以後如元為禰宜執行、寛弘七年死去畢』との文が引用されている。この文章は前掲の社務記と同文である。朱書は丁度右側の在実と左側の忠頼の名の間の空欄に施されていて上の後半措書の、在実以下の部分は本来左隣の忠頼の事を述べたものである（忠頼は）在実が神主職の任期を満了して交替した後はまた元のごとくに禰宜執行となり寛弘7年に没したと。前記2の社務補任記口の十・再任在実、十一・忠頼参照）。これから、明治末年に在実九百年祭を企画した当事者が、堀内保房のやや曖昧な書き方の朱書を在実一人に関するものと信じて在実卒年を忠頼の寛弘七年(1010)から起算し在実900年祭を明治40年(1907)に斎行するに至ったと察せられる(中祖在実君九百年薦事報告書)。

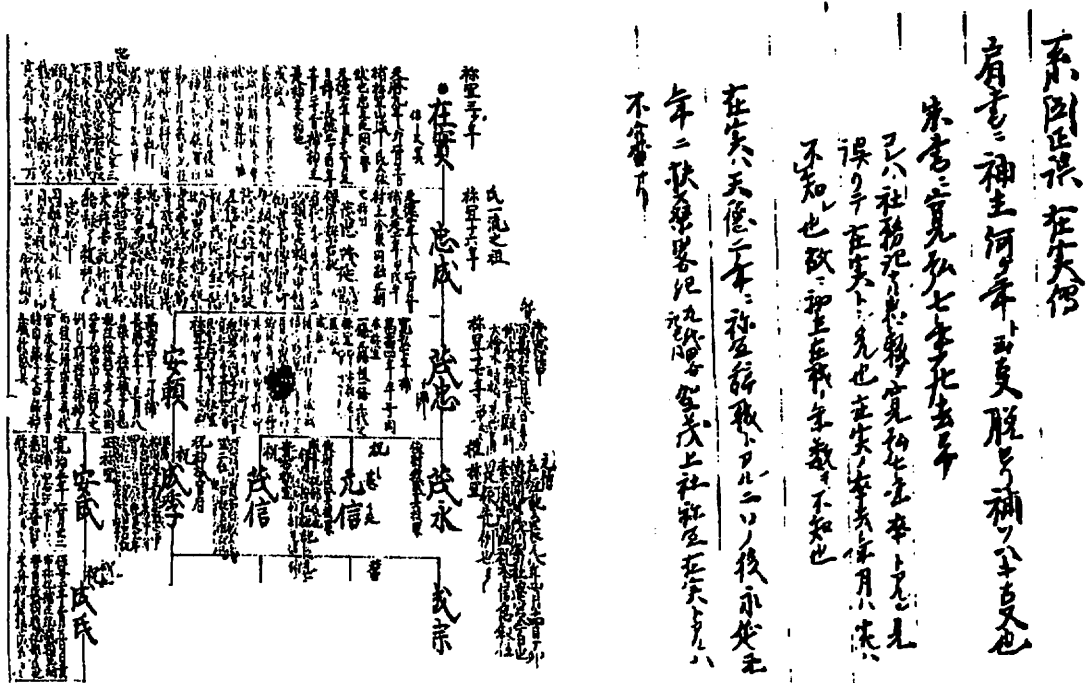


図1 賀茂社家総系図・在実の部分上段中央の朱書

図2 同系図・座田司氏の正誤書入れ(本稿同旨)

補注)茂忠、茂信、茂延可為同人の朱注 保房按小右記として上掲「上社社司加階」に記した文と同文の寛仁元年十一月廿五日条を引用している。しかし、同記十一月十九日条の「上下御社神主各々所望有は、上社禰宜有実例を引いて申す所也、故有実は数年禰宜、其の後神主に補せらる」との道長の発言は引いていない。また「系図正誤」として元信・茂信(イ延)は祝部氏の兄弟で茂忠の養子カとし(前記の通り年代的に二人を兄弟とするのは無理)、元信を祝部氏とする或本とは左経記(正三位参議源経頼の日記長和5年(1016)から長元8年(1036)迄、小右記と並ぶ記録)のことと付注している(系図正誤は座田司氏の注)。

おわり

(平成十八年九月記)